⑽　株式の総数等

［a～h　略］

i　協同組織金融機関の場合には、普通出資及び優先出資に区分して記載すること（「1　株式等の状況」の「(4)　発行済株式総数、資本金等の推移」から「(6)　議決権の状況」までにおいて同じ。）。

j　相互会社にあっては、記載を要しない（「1　株式等の状況」の「(5)　大株主の状況」及び「(6)　議決権の状況」において同じ。）。

(b)　当四半期連結累計期間において、連結会社（四半期連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。(c)及び(g)において同じ。）が経営方針・経営戦略等若しくは指標等（経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等をいう。以下(b)において同じ。）を定めている場合における当該経営方針・経営戦略等若しくは指標等について重要な変更があったとき又は新たに経営方針・経営戦略等若しくは指標等を定めた場合には、その内容。

(c)　当四半期連結累計期間において、連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合におけるその内容、対処方針等。

なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針（以下この様式において「基本方針」という。）を定めている会社については、会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項。

(d)　当四半期連結累計期間における研究開発活動の金額。加えて、研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）に重要な変更があった場合には、セグメント情報に関連付けた内容。

(e)　当四半期連結累計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数（就業人員数をいう。以下この様式において同じ。）に著しい増加又は減少があった場合には、セグメント情報に関連付けて、その事情及び内容。

(f)　当四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売の実績について著しい変動があった場合には、その内容。

(g)　当四半期連結累計期間において、主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。）に関し、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める内容。

i　新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった場合　その内容

ii　最近連結会計年度末において計画中であった新設、休止、大規模改修、除却、売却等について著しい変更があった場合　その内容

b　「1　事業等のリスク」において、重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

c　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間）の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

⑽　株式の総数等

［a～h　同左］

i　協同組織金融機関の場合には、普通出資及び優先出資に区分して記載すること（「1　株式等の状況」の「(5)　発行済株式総数、資本金等の推移」から「(7)　議決権の状況」までにおいて同じ。）。

j　相互会社にあっては、記載を要しない（「1　株式等の状況」の「(6)　大株主の状況」及び「(7)　議決権の状況」において同じ。）。